

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

経済局（工事）

（経済局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 約款や法令に基づいた適切な事務処理が行われているか

(2) 施設の維持管理が適切に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 2月 4日から令和 4年 8月23日まで

2 実施方法

今回の監査では、経済局における令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

| 区分 | 件数 | | | 金額 | | |
|----|-------------|-----------|------------|---------------|-------------|------------|
| | 監査対象 (件) | 抽出 (件) | 抽出率 (%) | 監査対象 (百万円) | 抽出 (百万円) | 抽出率 (%) |
| 工事 | 254 | 14 | 5.5 | 427 | 208 | 48.7 |
| 委託 | 91 | 7 | 7.7 | 470 | 227 | 48.3 |

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

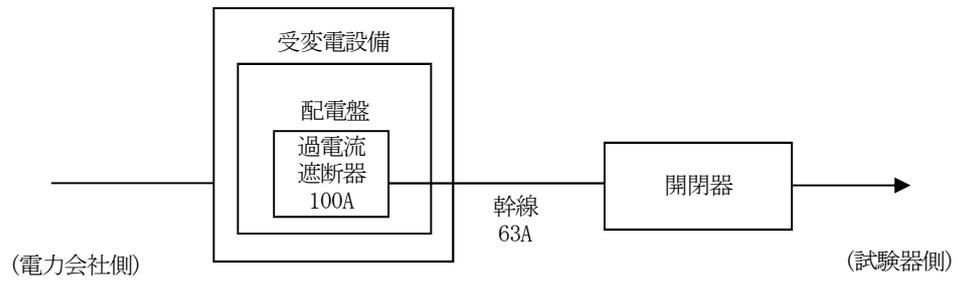
今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

低圧幹線の設計について（設計）

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9年通商産業省令第52号）では、電気設備の異常時の保護対策など電気設備の保安上必要な技術基準を定めている。その具体的事項を示した電気設備の技術基準の解釈（以下「技術基準の解釈」という。）では、低圧幹線（以下「幹線」という。）を敷設する場合、幹線を保護する過電流遮断器（ブレーカ）の定格電流は、幹線の許容電流以下とすることを定めている。

「工業研究所中間実験工場分電盤改修その他工事」では、新しい試験器を導入するため、直近に開閉器を設け、配電盤の既設の過電流遮断器から開閉器までの幹線を敷設する工事を行っていた。新設する幹線には許容電流が63アンペアであるケーブルを敷設する設計としていたが、幹線を保護する既設の過電流遮断器の定格電流が 100アンペアであり、幹線の許容電流よりも大きいものとなっていた。また、施工状況について確認したところ、設計図書のとおりの内容で施工されていた。



幹線系統の概要図

幹線に許容値以上の電流が流れ続けると、異常発熱による火災事故の恐れがあるため、技術基準の解釈に適合するよう当該電気設備を是正されたい。また、今後同様の設計にあたっては、技術基準の解釈に適合した設計とするよう局内に周知されたい。

(工業研究所総務課)